

築上町告示第111号

令和5年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年8月18日

築上町長 新川 久三

1 期 日 令和5年9月4日

2 場 所 築上町役場議事堂

○開会日に応招した議員

今富 義昭君	江本 守君
鞆野 希昭君	田原 宗憲君
工藤 久司君	田村 紘貴君
宗 裕君	丸山 年弘君
信田 博見君	池永 巖君
武道 修司君	塩田 文男君
吉元 健人君	池亀 豊君

○9月7日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月12日に応招した議員

○9月13日に応招した議員

○9月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

令和5年9月4日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

令和5年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
 - ②町長の報告
 - 報告第4号 令和4年度健全化判断比率の報告について
 - 報告第5号 令和4年度資金不足比率の報告について
 - 報告第6号 築上町下水道事業経営戦略改定の報告について
 - 報告第7号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第8号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第9号 株式会社つききプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第83号 専決処分について (令和5年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について)
- 日程第5 議案第84号 令和5年度築上町一般会計補正予算 (第7号) について
- 日程第6 議案第85号 令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第7 認定第1号 令和4年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和4年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

て

- 日程第14 認定第8号 令和4年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 令和4年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第86号 築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第17 議案第87号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第88号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第19 議案第89号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第90号 築上町監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
- ②町長の報告
- 報告第4号 令和4年度健全化判断比率の報告について
- 報告第5号 令和4年度資金不足比率の報告について
- 報告第6号 築上町下水道事業経営戦略改定の報告について
- 報告第7号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
- 報告第8号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
- 報告第9号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第83号 専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第6号）に
ついて）
- 日程第5 議案第84号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第6 議案第85号 令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第
1号）について
- 日程第7 認定第1号 令和4年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第9 認定第3号 令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て

- 日程第10 認定第4号 令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和4年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 令和4年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 令和4年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第86号 築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第87号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第88号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第89号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第90号 築上町監査委員の選任について

出席議員 (14名)

1番 今富 義昭君	2番 江本 守君
3番 鞆野 希昭君	4番 田原 宗憲君
5番 工藤 久司君	6番 田村 紘貴君
7番 宗 裕君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 池永 巖君
11番 武道 修司君	12番 塩田 文男君
13番 吉元 健人君	14番 池亀 豊君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 横内 秀樹君

次長 脇山千賀子君 (監査委員事務局局長併任)

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長			石井 紫君
総務課長	椎野 満博君	企画財政課長	元島 信一君
まちづくり振興課長	桑野 智君	人権課長	武道 博君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	吉川 千保君
保険福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	古市 照雄君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	西田 哲幸君
学校教育課長	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	尾座本三雄君
教育施設整備室長	樽本 知也君	農業委員会事務局長	山本健太郎君
監査委員事務局長	脇山千賀子君	代表監査委員	小出 正貴君

午前10時00分開会

○議長（塩田 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和5年第3回築上町議会定例会を開会いたします。

新川町長からの行政報告の申出がありましたので、これを許可します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。本日、第3回定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんの参集を賜りまして、大変ありがとうございます。

ちょっと私ごとですけど、8月の21日からちょっと体調を壊しまして、議員の皆さんと懇談会をする予定でございましたけど、欠席させてもらいまして御迷惑をおかけしました。そしてまた、御心配もおかけしましたけど、1週間休養を取らせていただいて、28日から公務に就いたところでございます。

そしてまた、20日の日には本町出身の大森美香さんに講演といたしますか、トークショーに来ていただきながら、そして相手はNHKの朝のニュースの天気予報、それからニュースのアナウンスをしております佐々木理恵さんという対談相手に来ていただきまして、本当に御来場した議員さんもおられましたけれど、満杯といたしますか、ほとんど満杯に近い皆さんの御来場、三百五、六十あったんじゃないかなと、このように考えておるところでございます。

また、9月10日からは渡辺貞夫氏の招聘、11月5日の日にコマーレですということ、券は9月10日から販売するというふうな形になっておるようでございます。よろしかったら、ぜひお願いしたいと思います。

そしてまた、本日、議案が報告が6件ということで、これは第三セクター等々の収支状況の報告と、それから専決処分を1件、これは災害関係で専決処分させていただきましたので、この報告と、これは採択をしていただかなければなりません。それから、予算案は2件、そして、あと決算が一般会計ほか特別会計で9件ほど、今回決算の認定をお願いしておるところでございます。それから、あと条例については4件、皆さんに御審議をしていただきながら、御採択をということでお願いをしておるところです。

それから、あと監査委員さんがこの前の条例改正、3月の条例改正で民間から選ぶというような条例改正していただきまして、種々当たりました結果、後の議案でも出ておりますけれども、本城幹大さんという司法書士の方に議案提案を承諾頂きまして、皆さん方の承認が得られれば、監査委員として就任をしていただく予定になっておるところでございます。

よろしく御審議を頂きながら、どうぞ御採択を全議案お願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（塩田 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、今富義昭議員、3番、鞆野希昭議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（塩田 文男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員会の報告を求めます。武道修司議会運営委員会委員長。武道委員長。

○議会運営委員長（武道 修司君） 議会運営委員会の報告をいたします。

9月1日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

9月4日本日は、本会議で議案の上程、議案第90号の人事案件については、中日9月7日に採決することとして協議をいたしました。

9月5日火曜日、6日水曜日は、考案日といたします。

9月7日木曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託といたします。

9月8日金曜日は、考案日といたします。

9月9日土曜日、10日日曜日は、休会といたします。

9月11日月曜日、12日火曜日、13日水曜日は、本会議で一般質問といたします。一般質問につきましては、11名の通告があり、11日に5名、12日に4名、13日に2名といたします。

9月14日木曜日は、厚生文教常任委員会といたします。

9月15日金曜日は、総務産業建設常任委員会といたします。

9月16日土曜日、17日日曜日、18日月曜日は、休会といたします。

9月19日火曜日は、委員会予備日といたします。

9月20日水曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

所管外の議案質疑要望の締切りについては、9月8日金曜日正午までといたします。

以上、会期は、本日から9月20日までの17日間とすることが適当だと決定をいたしましたので報告をいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日9月4日から20日までの17日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、本会期は、9月20日までの17日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（塩田 文男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第83号外16件、ほかに月例出納検査報告がお手元に配付のとおり提出されていますので、併せて報告いたします。

次に、町長から報告があります。

報告第4号令和4年度健全化判断比率の報告についてから、報告第9号株式会社つききプロヴェアンスの経営状況の報告についてまでを一括して報告していただきます。

職員の朗読に続いて、報告の内容説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 報告第4号令和4年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令

和4年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第5号令和4年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第6号築上町下水道事業経営戦略改定の報告について、築上町下水道事業経営戦略について、総務省が示した「経営戦略策定・改定ガイドライン」に基づき改定したので、別紙のとおり報告する。

報告第7号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第8号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第9号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年9月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第4号でございます。令和4年度健全化判断比率の報告ということでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、令和4年度の決算数値を基に算定された健全化判断比率の4指標を報告するものでございます。

4指標とは、1、実質赤字比率、2つ目が連結実質赤字比率、3つ目が実質公債費比率、それから4番目が将来負担比率ということでございます。

令和4年度におきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は比率がございません。実質公債費比率は10.1%、それから将来負担比率は37.7%となっておりますのでございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、議会に報告するものでございます。

次に、報告第5号は、令和4年度資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度の決算数値を基に算定された公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

令和4年度決算においては、水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率は比率なしとなっておりますのでございます。この報告も、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会に報告するものでございます。

次に、報告第6号築上町下水道事業経営戦略改定の報告についてでございます。

本報告は、将来にわたり安定的に下水道事業を継続していくために、中長期的な経営の基本計画とし、平成28年度に策定した築上町下水道事業経営戦略を総務省が示した経営戦略策定・改定ガイドラインに基づき改定したため、報告するものでございます。

主な改定内容は、経営戦略の計画期間の変更、計画期間変更に伴う将来事業計画規模及び投資・財政計画の改定となっております。また、定量的な業務指標等を追記しておるところでございます。

変更点といたしましては、経営戦略計画期間が、変更前は令和28年度から令和7年度になっておりました。変更後は、令和5年度から令和14年度ということで変更にいたしましたところでございます。

将来の事業規模、令和3年度までの処理区域内の人口や水洗化人口等の実績を踏まえ、令和5年度から令和14年度までの推移の予測を立てておるところでございます。

それから、投資・財政計画、令和3年度までの収支の実績、令和4年度の収支の見込み等を踏まえ、令和5年から令和11年度の計画を作成しておるところでございます。

定量的な業務指標等の追記ということで、経常収支比率や水洗化率、下水道使用料など業績指標に対して目標値を設定し、記載をしておるところでございます。

この報告は、経営戦略策定・改定ガイドラインに基づき、議会に報告するものでございます。

次に、報告第7号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告についてでございます。

本報告は、令和4年度のしいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございます。

当期の経営状況は、純売上高4,081万4,392円で、対前年度145万8,071円、率にいたしますと3.7%の増収となりました。

これに対し、営業費用、販売費及び一般管理費は3,808万9,432円で、対前年度9万339円減じているところで、率にして0.24%の減額となっているところでございます。また、経常利益は319万8,207円の黒字、税引き後の当期純利益は242万5,160円の黒字となっているところでございます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

それから次に、報告第8号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告についてでございます。

本報告は、令和4年度の東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告であります。

当期の経営状況は、売上利益1,873万5,458円で、対前年に対し、2万2,005円の率にすると0.1%の増収となっているところでございます。

これに対し、営業費用、販売及び一般管理費は1,811万1,535円で、対前年に対し

51万212円、2.9%増額となっているところで、また、経常利益金額は66万4,141円、当期純利益金は31万6,653円となり、昨年度に引き続き、黒字となっているところでございます。

この報告も地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告をいたすものでございます。

次に、報告第9号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についてでございますが、当期の経営状況は、売上総利益7,983万1,003円で、対前年度4万6,700円、0.06%の増加となっているところでございます。

また、営業費用、販売費及び一般管理費は8,520万6,286円で、対前年度98万424円、1.16%増えているところでございます。

なお、経常利益は265万6,418円の赤字となっているところでございます。当期純利益は283万8,918円の赤字となっているところでございます。

この報告も地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告をいたすものでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 報告が終わりました。

日程第4. 議案第83号

○議長（塩田 文男君） それでは、議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第83号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）を、会議規則第39条2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第4、議案第83号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第83号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）、令和5年8月7日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年9月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第83号は、専決処分についてでございます。本案は、令和5年度築上町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、議会の承認を求めるものでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額121億1,489万2,000円に1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を121億3,189万2,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものについては、農林水産業施設災害復旧事業関係費170万ということで、中身については、設計委託をするための予算でございます。

歳入については、災害復旧費国庫負担金、それから特別交付税を充てることとしたところであります。当該事業は令和5年7月8日から10日にかけて大雨により被災した農業水産業施設の災害復旧にかかる事業でございます。

測量設計を実施した上で、国の災害査定を受ける必要があり、急を要し専決処分をさせていただいたということで、8月7日付で専決処分をいたしたところでございます。よろしく御審議を頂き、御承認をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第83号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第83号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は承認することに決定しました。

日程第5. 議案第84号

日程第6. 議案第85号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第5、議案第84号令和5年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてから、日程第6、議案第85号令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号から85号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第84号令和5年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度築上町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

議案第85号令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月4日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第84号は、令和5年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額121億3,189万2,000円に1億6,548万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を122億9,737万2,000円と定めるものでございます。

歳出予算の主なものは、八津田小学校のグラウンド整備事業費5,202万4,000円、それから災害復旧事業費が1,569万円、前年度補助金精算による国県返納金が4,886万6,000円が主なものでございます。

歳入の主なものにつきましては、再編関連訓練移転等交付金4,400万円、これは八津田小学校に充てます。

それから、過疎対策事業債が1,250万円、それから前年度繰越金を1億8,806万8,000円を充当する予定にしているところでございます。その他、債務負担行為の追加を1件、地方債の変更を2件計上させていただいているところでございます。よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第85号は、令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本予算は、この会計で融資をした未回収債権を回収するために、その必要経費を計上しているものでございます。主な経費としては、弁護士の委託経費ということでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございました。

日程第 7. 認定第 1 号

日程第 8. 認定第 2 号

日程第 9. 認定第 3 号

日程第 10. 認定第 4 号

日程第 11. 認定第 5 号

日程第 12. 認定第 6 号

日程第 13. 認定第 7 号

日程第 14. 認定第 8 号

日程第 15. 認定第 9 号

○議長（塩田 文男君） 次に、お諮りします。日程第 7、認定第 1 号令和 4 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 15、認定第 9 号令和 4 年度築上町上下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを、会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 号から認定第 9 号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 認定第 1 号令和 4 年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 2 号令和 4 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 3 号令和 4 年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条の第 3 項の規定により、令和 4 年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 4 号令和 4 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 5 号令和 4 年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭

和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号令和4年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第8号令和4年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号令和4年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出、築上町長新川久三。

○議長(塩田 文男君) 新川町長。

○町長(新川 久三君) 認定第1号は、令和4年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が125億5,468万2,129円でございます。歳出総額は116億7,083万8,084円でございます。歳入歳出の差引額は8億8,384万4,045円でございます。

翌年度へ繰り越した一般財源が2億4,198万4,000円ございます。したがって、実質収支は6億4,186万45円ということでございます。単年度収支はマイナスの1億6,588万1,019円ということになっております。それから、実質単年度収支は1億6,426万1,502円となっております。

主な施策については、決算附属資料のとおりでございますので、資料の御参照よろしく申し上げます。

それから次に、認定第2号令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本認定は、歳入総額が1,649万1,160円でございます。歳出総額が1億3,193万1,197円、歳入歳出の差引きは1億1,544万37円の赤字となっております。この不足額は、令和5年度の収入から歳入を繰上げ充用いたしまして、補填をしておるところでございます。

主要な施策については、決算附属資料のとおりでございます。

なお、滞納料金につきましては、滞納額が4億8,046万1,622円、収納額が470万160円。

それから、今年度令和4年度に初めて不納欠損をいたしました。今まで国から繰上償還という、相続人等々いなくなった場合、国からの償還助成というのがございますが、これが1億7,229万2,389円ほど国のほうから頂いておりましたので、この分についての債務者の分を不納欠損といたしたところでございます。収納率は1.07%となっておりますのでございます。

それから次に、認定第3号令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本会計は、令和4年度築上町奨学金の会計ということでございますが、歳入総額が393万3,280円、歳出総額が303万3,143円、歳入歳出額の差引きは90万137円となっておりますのでございます。

以上、現在までの貸付金額は3件で162万円ということでございます。54万掛け3件と。

滞納状況については、令和4年度滞納額が159万ほどございますが、滞納分調定額として8万円収納をしておるところでございます。

次に、認定第4号令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額は5万円、歳出総額がゼロ、歳入歳出差引きが5万円でございます。

なお、本事業は貸付金の返済回収業務等を行っておるところでございますが、滞納金が1,283万4,472円ということで、時効にならないような措置を今回措置をするということで、ずっと今までもやってきておりますが、なかなか返済困難な状況に至っておるところでございます。

次に、認定第5号令和4年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が151万3,614円、歳出総額が150万4,835円、歳入歳出差引額は8,779円となっておりますのでございます。

なお、令和4年度の売買はゼロでございましたが、累計では、大が19基、それから中が30基、それから小が142基ということで販売をしておると。で、実残区数が、大が11基、中が29基、小が150基というふうなことでございます。

基金の残高も少し説明しますと、現在高が599万3,453円、一般会計からの繰出金が5,949万1,000円、それから一般会計への繰出金ということで4,350万円、残額が1,599万1,000円、一般会計からの繰り出しが超過しておるところでございます。

次に、認定第6号令和4年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額は20億2,944万8,056円、歳出総額は19億9,706万7,840円ということで、歳入差引きの差額は3,238万216円でございます。

主要な施策については、決算附属資料に掲載しておりますので御参照よろしくお願ひ申し上げます。それから、認定第7号令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額は3億6,648万6,250円、歳出総額が3億5,523万1,301円となっております。歳入差引きの差額が1,125万4,949円となっておりますのでございます。

この会計も決算附属資料のほうで御参照のほどよろしくお願ひします。

認定第8号令和4年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算は、収益的収支の総収益が4億1,815万5,413円、総費用3億7,915万4,249円ということで、当年度の純利益は3,900万1,164円となっております。

資本的収支については、消費税込みで3,027万4,000円、総支出額が7,626万9,381円となっており、不足額4,599万5,381円は過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしておるところでございます。

次に、認定第9号令和4年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算は、収益的収支の総収益が6億1,312万5,172円、総費用5億4,942万4,121円ということで、当該年度純利益は6,370万1,051円となっております。

資本的収支については、消費税込みで総収入3億1,909万2,110円、総支出額が4億4,544万1,196円となっておりますのでございます。不足額1億2,634万9,856円は、過年度分損益勘定留保資金及び当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をさせていただいております。

以上、認定9号議案決算附属資料を添付しておりますので、参照しながら御審議をいただければありがたいと思っておりますのでございます。よろしく御審議をいただき、御認定をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） 先ほど、認定第9号築上町下水道事業のところで、上下水道と私誤りしました。下水道事業会計が正しいです。訂正いたします。

ここで、代表監査委員に決算監査の報告を求めます。代表監査委員の小出正貴さん、よろしくお願ひします。小出さん。

○代表監査委員（小出 正貴君） おはようございます。代表監査委員の小出です。

築上町の令和4年度の決算審査について、6月の20日から8月の10日にかけて議員選出の丸山監査委員と実施をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが、令和5年5月8日から季節性インフルエンザな

どと同じ5類に移行し、3年余り続く国のコロナ対策は大きな節目を迎えました。現在では、新型コロナウイルス感染前のように社会経済活動が活性化しつつありますが、一方で、今後も流行を繰り返すことが予想されます。

なお、新型コロナウイルス感染症とうまく付き合っていくための感染防止対策としては、感染症を予防する生活習慣を取り入れ、状況に応じた自主的な判断と取組が必要ではないかと思われます。

さて、予算については、議員御承知のとおり、それぞれの主管、担当課で予算編成し、議会への予算審議、承認を頂いて初めて予算が成立するわけです。決算審査については、19の課、局より決算資料に基づき説明を受け、聞き取りを行いました。

築上町の令和4年度の決算で、一般会計、特別会計合わせた総決算額について、歳入149億7,260万4,489円、歳出141億5,960万6,400円で8億1,299万8,089円の黒字となります。

前年度と比較すると、歳入は12億5,639万346円、歳出は11億5,013万4,005円でそれぞれ減となっていますが、これは八津田小学校などの大きな事業が一段落したことに伴うものです。

また、単年度収支及び実質単年度収支は赤字となっていますが、これは全国的に地方交付税の収入が通常よりも令和3年度が多かったため、前年度と比較すると、歳入が減ったことや住宅資金等貸付事業の赤字に伴うものです。

水道事業については、令和4年度は冬場の凍結時に職員が総動員し、各家庭の凍結による水道管の破裂、漏水などの調査を行っておりますが、さらなる原因究明に努め、有収率の向上に努力していただきたいと思っております。

次に、水道事業です。築上町の令和5年3月末現在の下水道の状況が、処理区5地区で処理区域内人口1万1,554人、接続人数8,719人、水洗化率75.5%となっています。

現在、事業実施中の椎田地区の公共下水道事業については加入率が47%とかなり低い数字となっており、今後、汚水処理構想及び事業計画の見直しなどを検討していただきたいと思っております。

そして、一般会計についてですが、公共事業の執行は、例年大きな工事については上期に発注し、完成については下期になるわけですが、令和4年度の入札による工事発注状況では、3月中の工期が全体の34.3%となっています。できるだけ3月中に工期が集中しないよう、計画的な工事発注、予算執行を行っていただきたいと思っております。

ところで、監査委員の役割は、監査委員は独立した行政機関であり、また数字的な間違いだけをチェックするだけでなく、築上町監査委員監査基準などに基づき、町民のために地方公共団体の事務の執行などの行政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかについて、年間を通し

てチェックを行っています。

令和4年度の予算執行については、それぞれの施策、事業について正確性、効率性、合理性、必要性の観点からその内容を見たところ、予算の執行状況、決算については特に問題点はないと確認したところであります。

私も令和4年3月10日に築上町の監査委員に選任されまして約1年5か月が過ぎました。過去には一部の職員による不適切な事務処理などもありましたが、近年、行政事務が複雑化する中、それぞれの課、局の職員の方が一生懸命職務に専念していると感じております。

次に、先ほど町長のほうからも概略の説明がありましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、令和4年度の築上町の4指標について、実質赤字比率連結実質赤字比率は数値がマイナスとなり黒字となります。実質公債費比率は10.1%で、前年度に比べると0.8ポイントの悪化となっておりますが、この指標が25%以上になると財政健全化計画の策定が義務づけられ、35%以上になると財政再生計画の策定が義務づけられ、地方債発行が制限されます。

次に、将来負担比率37.7%と、前年度より2ポイントの好転となっております。この指標についても、350%以上になると財政健全化計画の策定が義務づけられます。現在のところ、それぞれの指標が基準内ではありますが、今後も築上町の財政状況を考慮した健全な財政運営をしていただきたいと思います。

最後に、大型事業として、図書館整備事業、小中一体型校整備事業が予定されており、国の施策や県の動向も見極めながら今後とも経費節減を図りつつ、費用対効果を十分検討した行政運営をしていただきたいと思います。

以上をもって、令和4年度決算報告といたします。

○議長（塩田 文男君） はい、御苦労さまでした。

日程第16. 議案第86号

日程第17. 議案第87号

日程第18. 議案第88号

日程第19. 議案第89号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第16、議案第86号築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第19、議案第89号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでを会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号から議案第89号までを一

括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第86号築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第87号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第88号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第89号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月4日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第86号は、築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、新型コロナウイルス感染症の防疫作業について、特例的に防疫等の作業に従事した場合、手当を出しておりましたが、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の取扱いが2類から5類に移されたために、その防疫作業についても特例を定める必要がなくなったと、このような観点から所要の改正を行うものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第87号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてということで、本条例案は、令和5年10月から開始される適格請求書等保存方式、これはいわゆるインボイス制度ということでございますが、適格請求書を発行するに当たり、消費税額等の端数処理方式に基づき、下水道使用料算定における端数処理方法を定めるために築上町下水道条例の一部を改正する必要がございます。1円未満の端数を切り捨てるといように定めるものでございます。

議案第88号についても全く同じような条例でございます。

それから、89号につきましても全く同じ条例でございますので、説明は重複を避けさせていただきますと思います。

以上、条例改正4件をよろしく御審議をしていただき、御採択のほうよろしく申し上げます。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでございました。

ここで傍聴者の方に指示します。議場内、携帯の撮影禁止となりますので、SNSの投稿等禁止します。よろしくお願いいたします。

日程第20、議案第90号

○議長（塩田 文男君） 日程第20、議案第90号築上町監査委員の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を願います。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第90号築上町監査委員の選任について、築上町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

令和5年9月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第90号は、築上町監査委員の選任についてでございます。

本議案は、監査委員の独立性を確保し、専門性の高い監査委員を選任するため、議員から監査委員を選任しないように条例改正を行ったことに伴いまして、新たに築上町監査委員、識見を有する委員として本城幹大氏を選任することについて、議会の同意を求めます。

この監査委員、公認会計士、税理士、それから当たったところでございますけれども、なかなかやはり適当といたしますか、応諾していただける者がおりませんでした。そこで、司法書士のこれも専門的な識見を有するという形で、県に問い合わせたところ、司法書士でもよろしいというふうな形で本城幹大氏にお願いをし、なお、本城氏は役場敷地内で司法事務所を開設しておるといふ方でございますので、連絡も密に取れるというようなことで、今回議案として選任議案を提出させていただいた次第でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塩田 文男君） それでは、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、9月8日正午まで所定の様式に事務局まで提出をしてください。

以上、本日の日程は全て終了しました。

これで散会いたします。皆さん、どうも御苦労さまでした。

午前10時59分**散会**
